

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第三部 労働政策

第七編 使用者の労働対策

第一章 基本方針と新陣容

一 たまたま第一回労闘スト決行の前日にあたる四月一日、日経連は丸の内工業倶楽部において第五回定時総会を開き、前々日航空事故で死んだ三鬼隆代表常任理事に黙祷を捧げたのち、報告、役員改選(新たに顧問会議増員)、木村法務総裁の政治ストにたいする発言等があり、左の決議文を満場一致で可決した。

(決議)

六年有余にわたる占領行政も近く終わりを告げ、名実ともに独立国家としての再生の途はいままさに開かれんとしている。思うに、一時破滅に瀕したわが国民経済がようやく復興から発展への曙光を見出し得る段階に到達し得たのは、一に国民総力を挙げての再建への尊き努力の結晶であるが、その間占領軍当局の理解ある指導と援助に対し、われわれは深甚の感謝を捧ぐるものである。

顧みるに、一昨年以來わが国民経済は急速に回復の途を辿りつつあるものの、それは外的要因に負うところ多く、その現実を深く内省するに、生産力発展の基礎たる資本の蓄積、国民の生活水準などいまだ充実強化されたとはい難く、独立後の企業経営を思うとき、われわれは今日ほど経営者の責任と努力を要請されている時はないことを痛感する。

かかる重大時期に当り、近時労働運動の中にはとかく安易なる解放感にとらわれ、わが国民経済の貧弱なる基礎を看過し階級的政治的闘争に走り、ために真の民主的な労働運動の発達に阻害され、しかもこの間隙を利用して極左分子の産業破壊活動がいよいよ著しくなりつつある実情は、まことに寒心に堪えぬものがある。われわれは今後のさらにきびしい国際経済に伍して、わが国の自立経済の基礎強化の国民的使命を達成するためには、平和産業確立こそわが国今日の緊急時と信ずる。

この際われわれ経営者は独立の第一歩にあたりいよいよ民主国家における企業経済の社会的責任を自覚し、努めて民主労組の信頼と理解を深め、もって国家繁栄の基礎を確立せんことを誓うものである。

昭和二七年四月一日

日本経営者団体連盟
第五回定時総会

役員改選の結果は次の如くである。

(新役員氏名)

代表常任理事 加藤正人(大和紡社長)

代表常任理事 諸井貫一(秩父セメント社長)
議長(地方部会) 加藤正人
副議長(地方部会) 河田 重(日本鋼管社長)
副議長(地方部会) 村岡喜六
副議長(業務部会) 磯村乙己
副議長(業務部会) 麻生太賀吉(麻生鋳業社長)
副議長(業務部会) 酒井喜四(帝国石油社長)
総理事 櫻田 武
専務理事 前田 一
専務理事 鹿内信隆

(右の麻生、酒井両氏の辞任に伴い秋の臨時総会で左の二名が後任として補充された)

副議長 羽仁路之(太平鋳業社長)
副議長 田代茂樹(東洋レーヨン会長)
特別委員長

対策委員長 岡野保次郎
企画委員長 倉田主税
組織委員長 鷺尾纈三(大阪製鎖会長)
財務委員長 山川良一
教育委員長 中島慶次
弘報委員長 今里広記
失業対策委員長 永野重雄
企業合理化委員長 青木均一
総務委員長 小林 中
社会保障委員長 湯浅佑一(湯浅蓄電池社長)
国際連絡委員長 石坂泰三(東芝社長)
労働法規委員長 箕浦多一
中小企業対策委員長 大塚 肇

顧問

明石照男 浅野良三 足立正 鑄谷正輔 石川一郎 石田礼助 植村甲午郎 大屋
敦 金子喜代太 加納久朗 河合良成 郷古潔 島田勝之助 斯波孝四郎 正田貞一
郎 篠原三千郎 鈴木祥枝 高橋竜太郎 寺井久信 中川末吉 中島久万吉 中野金
次郎 中村元督 長崎英造 原安三郎 藤原銀次郎 松本健次郎 万代順四郎 渡辺
義介

(関西側)

浅田長平 岡崎忠雄 小畑源之助 小寺源吾 島津源吉 関桂三 中松真郷 古田俊之
助 三村起一

(中部側)

三輪常次郎

二 次期政権の首班問題をめぐって自由党内部の内紛が大きく伝えられた折柄、十月四日、経団連、日本商工会議所、日経連、同友会の経済四団体は、政局の安定に関して次のような緊急決議をおこない、即日、吉田首相、鳩山一郎、自由党総務会長、政調会長らに手交した。

(決議)

今回の独立後初の総選挙に臨んで、われわれは経済界の総意として、安定政権が確立し、現下の困難な内外諸状勢に対処し、政治経済その他諸般の分野において、速かに強力な体制を整備すべきことを強く要望してきた。

総選挙の結果は、国民の良識と公平な判断とにより、自由党が過半数の議席を占めることとなり、国民多数の希望が、自由党による安定政権の確立にあることが実証されたことは、経済界としてもまことに慶祝にたえない。

しかるに伝えられるところによれば、次期政権の管理問題をめぐって自由党内部に意見の対立があり、その調整が困難視せられていることはまことに憂慮にたえない。

独立後なお日が浅く内外諸状勢まことに容易ならないこの際、万一安定政権の成立が困難となるような事態に陥れば、それは経済界のみならず国民多数の期待に反することとなり、かつ将来政党政治に対する重大な不信と失望とを結果する惧れがある。

よってわれわれはこの際、自由党が今回の選挙を通じて国民から寄せられた信頼に深く思を致し、小異を捨てて大同につき、党内の結束をかため、責任をもって安定政権の確立に全力をつくされんことを、ここに重ねて要請するものである。

三 一〇月一六日、日経連は独立後初の臨時総会を工業倶楽部で開き、総選挙後の政局不安を前にし、総評の秋季攻勢に対処するため、「独立日本の当面する諸困難に対決せんとする全国経営者の決意」を新たにして、労使関係にたいする左のような申合を全員で可決した。なお席上、静岡経協から停電ストの違法性を追及しこれの根絶を期するとの緊急動議が提出された。また総会は規約の一部を改正し、申合事項の一項として、「日本国有鉄道、専売公社、電電公社等の如く全国的規模をもつ公社にして加入の申込があつた場合は規約第四条の全国的業種別団体に準じて会員とすることができる」の一項を附加した。なお席上、各業種地域代表から、共産党対策をはじめとする治安態勢の確立を中心とする意見の積極的な開陳がおこなわれたことが注目をひいた。

(独立後の労使関係に対する日経連の見解)

本年四月講和条約の発効によりわが国の政治的独立は達成されたが経済的自立は時恰も世界経済環境の悪化に遭遇し重大試練に突入り国際経済情勢は俄に好転の兆を期待し得ず、輸出の減退、企業収益の低下等によるわが国経済力の発展、雇用の維持、国民生活の向上は益々困難を加える情勢に向いつつある。経済活況への最大の期待は日米経済協力を軸とする防衛生産体制の確立東南アジア開発への寄与、更に電源開発その他基礎産業の建設、合理化に対する財政金融政策の積極対策にかけられているが、これがためには政治の安定、社会治安の確保は最も重要な大前提でなければならず、これと共に国民各自がその職責に応じて最善の努力を傾け、国民総協和総努力の実を挙げる真の民主主義的秩序の確立、遵法精神の徹底が根幹的要件とされなければならぬ。顧みるにわが国の労使関係は総評の成立後労働組合の民主的成長に大なる期待が持たれたにも拘らず組織の充実強化を徒らに政治階級闘争の手段に求め、これが企業内に持込まれて殊更労資関係を複雑化し、このため共産党活動に乗ぜしめる絶好の機会を与え、一日として産業平和の日を見ざる状況にある。

われわれは現下の内外諸情勢の下における産業界の重責と労使関係の現状に鑑み、敢てここに労使関係に対するわれわれの見解を披瀝し自らの覚悟を新にすると共に、組合側の理性に訴え、その協力を促さんとするものである

一、労働組合の政治闘争主義の排除について

昨秋の九・一スト、総評の非常事態宣言、今春の五波におよぶ破防法反対の政治ストなど、これら一連の労働攻勢はすべて総評幹部の指導によるものであり、しかもその指導理念は明らかに平和三原則を基底とし政治闘争主義であり階級闘争主義であった。

その方向は本来の労働組合活動を離れ結果的には日本共産党と何等異るところなく、常に労使関係の安定を阻害し、社会不安を醸成せしめて来たことはまことに遺憾とするところである。

われわれはここに正常なる労使関係の樹立を祈念する立場から労働組合運動より一日も早くかかる政治的階級的闘争主義の排除を要請する

二、破壊活動の排除について

戦後我国労働組合は未曾有の発展をとげたが、その過程において労働組合の基調たるべき民主主義は共産党の支配と侵略により屢々危機に瀕した、かかる危機はレッド・パージ或は組合の自覚の下に回避されて来たが、共産党は執拗に合法、非合法を通じ組合への浸透を計ると共に最近において公然と軍事活動を具体化し職場を暴力を以て脅かしつつある。

かかる結果は今次の総選挙における国民の審判となり、職場においては労使相協力した職場防衛運動の昂揚となりつつある。併し国際的背景を有つ彼等は今後一層行動を活発化せしめることは必然であり、吾々は政府の確固たる治安対策の実施を望むと共に健全なる労使関係の発展を阻害するあらゆる破壊活動の排除を決意するものである。

三、賃金問題について

今や秋季労働攻勢は昂らんとしつつあるが、その旗印として掲げられた総評賃金綱領は、労働組合内部からも既に批評がある如く企業経営、国民経済を全く無視した政治闘争を擬装した要求というより外はない。国民生活水準はなお戦前への回復には及ばざるとするも、これを労働者のみの生活について見ればその実質賃金所得の最近の著しい回復によって一般国民の平均水準を遙かに超えた生活回復の現状にあることは、あらゆる権威ある統計の明らかに示す通りである。しかも現下の経済難局に処して企業収益は益々低下の一途にあり、経済自立達成のためには、企業の資本蓄積、合理化は一層その重要性が痛感されているときにある。もとより労働者の経済的地位の向上、生活改善は、企業経営責任者の念願とするところであるが、それは企業経営、産業の発展と離れてはあり得ず、またそれは国民経済全体の充実発展の上に均衡ある改善が遂げらるべきものであることを確信する。

四、労使紛争の解決

占領治下労使間の紛争は屢々司令部その他権力機関の手によって解決されてきた。併し独立後の今日労使間の紛争はかかる権力機関の介入を極力排し労使が双方の立場を理解し互譲の精神を以て徒なる力のみの対立を排し合理的な解決が図られねばならない。勿論平和的解決機関たる労働委員会は今後益々その機能を充実発揮し紛争の解決に多大な役割が期待されるがあくまでその解決の方途は労使双方の主張の中から合理性を求め国民経済的視野に立ち勇断を以て解決に当るべきである。

四 関西経協は五月一六日、大阪商工会議所において本年度初の役員会を開き、左の通り委員を選任したうえ、労闘ストにたいする日経連の基本方針を確認し、その線に沿って対処することを決めた。

会長 加藤正人(大和紡社長)
副会長 鷺尾纒三(大阪製鎖会長)

副会長 手塚敏雄(川重社長)
副会長 鈴木庸輔(島津製作所社長)
専門委員会委員長
労働体制 村岡四郎(京阪電鉄社長)
労働経済 田島 健(石原産業専務)
労働教育 田保常三(日本レイヨン常務)
福祉厚生 湯浅佑一(湯浅蓄電池社長)
企画特別委員長 松原与三松(日立造船社長)

五 賃金問題については、日経連は一月一日、「総評のマーケット・バスケット理論の誤謬について」と題して大要左のような見解を発表した。(週間労働、一月四日号)

一、総評のバスケット論は所謂生活費賃金的な考え方であり、賃金が労働の対価に応じて支払われるという本質を没却した議論であって、現実的には賃金の決定は単に生活費のみで決定せられるのではなくて企業の支払能力、労働力の需給、労働条件をも総合的に勘案しなければならないものであるが、若し総評のいうように賃金が物量的に決められたり、品目、銘柄、数量等選択の自由を無視して画一的に決められるとすれば、これは現物賃金的理論で賃金の本質を理解しない主張である。

二、総評のバスケット方式では賃金の要求額は労働者の要求、経営実態、労使の力関係によって決定せられた賃上げ率によって、如何様にもマーケット・バスケットが組めるといって全く融通自在な恐るべき新理論でその結果は企業の支払能力を無視し、国民経済の現況を無視した要求となっている。

三、要するにマーケット・バスケット使用の妥当なやり方は最低生活費、標準生活費の算出の場合とか、インフレ期において物価昂騰に対して実質賃金を維持する尺度として、また各国間の賃金比較の場合、その目的に応じて作成すべきもので、主観恣意によって変転、自在なマーケット・バスケットでは実質賃金を表わすものでもなければ賃金要求の根拠とはなし難い。

六 経営者団体、とくに独占的大企業の経営者の間では、一層の対米協力の推進がおこなわれ、経団連日米経済提携懇談会(会長長崎英造氏)を改組して、新たに日米の協力機関を結成し、兵器受注に即応する態勢が作られることになった。

なお三月二四日には、満五年間在任した総司令部労働課長エーミス氏が帰国することになったので、日経連および関経協主催の盛大な送別会がおこなわれた。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
